

新型コロナウイルス感染症対応資金

イメージ図

【制度】

①県は、国の保証制度と連動した県制度融資を創設することで、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者への資金繰り支援を継続してきた。

②6月中旬の国の通知に従い、7月以降のコロナ関連資金については、下記のとおりとなる。

A：国は借換目的の「伴走支援型特別保証」を6月末で終了するため、対応する県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付」を6月末で終了し、7月から県独自の「コロナ借換枠」の取扱いを開始する。

B：国は再生支援目的の「経営改善サポート保証（感染症対応型）」を12月末まで再延長するため、対応する県制度融資「再生企業支援貸付（コロナ枠）」を12月末まで再延長する。

